一般社団法人日本財産管理協会

創立 10 周年記念 祝辞

2021年(令和3年)6月16日 日本司法書士会連合会 会長 今川 嘉典



このたび、一般社団法人日本財産管理協会が創立 10 周年を迎えられましたこと、心よりお慶び申し上げますとともに、一言お祝いを申し上げたいと存じます。

貴協会におかれましては、司法書士による財産管理業務を推進する団体として平成23年4月1日に設立され、以来10年にわたり、財産管理業務を行うための高度な知識、技能及び職能倫理を備える司法書士を育成し、所定の研修を受けた者に資格を認定するなど、市民からの司法書士に対する信頼性の向上に貢献されてきました。

貴協会が設立された 10 年前を思い起こせば、財産管理業務を行う司法書士は多くはありませんでした。司法書士法第 29 条 1 項 1 号及び司法書士法施行規則第 31 条の意味を十分理解せず、司法書士が財産管理業務を行うことの違法性を危惧する司法書士も存在したと聞いております。貴協会の活動の成果もあり、司法書士による財産管理業務が急速に普及した現在では、業務を適正に行わなければならないのは当然のこととして、司法書士による財産管理業務そのものについて、違法と誤解したり、実践することに疑念を抱いたりする者はいないと思います。10 年一昔と言いますが、まさに隔世の感があります。

また、貴協会の功績の一つとして、司法書士による財産管理業務を対外的に認知させたことを挙げることができます。例えば、遺産承継業務について、司法書士が遺産承継業務を行うことは適法ではないと考える多くの金融機関があり、また、司法書士法施行規則第31条の条文を見せても、司法書士法人では可能だが個人司法書士はできないと誤解する金融機関もあったと聞き及んでおります。ところが、貴協会の啓発活動等の努力もあって、現在では、司法書士は遺産承継業務の第一人者であると金融機関に認識されるに至りました。

貴協会におかれましては、多くの司法書士が市民から信頼される法律家としての地位を築かれるよう、今後とも、財産管理業務のさらなる普及と高度化を目指し、積極的に活動されることを期待いたします。

このたび貴協会が創立 10 周年を迎え、それを記念する事業を展開されることに、重ねてお慶び申し上げますとともに、貴協会のますますのご発展及び貴協会会員の皆様のますますのご活躍を祈念申し上げまして、お祝いの言葉とさせて頂きます。